

被災した建築物の解体等工事のアスベスト飛散防止対策について

被災した建築物の解体等工事については、アスベストの飛散防止のため、解体等工事に先立ち、アスベスト含有建材の使用状況を調査するとともに、適切に飛散防止対策を講じてください。

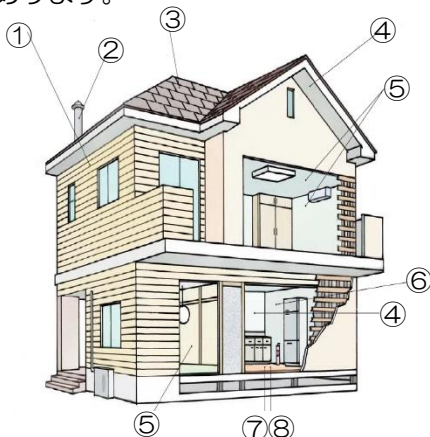
アスベスト含有建材の使用状況の調査（平成18年9月1日以降に建設工事に着手した建築物を除く。）

- 受注者は、解体工事前に建築物に使用されているアスベスト含有建材の使用状況を調査し、調査結果を発注者に書面で説明するとともに解体等工事現場に掲示すること。
- 調査は、アスベストに関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者（例：建築物石綿含有建材調査者等）が行うことが望ましい。

【アスベスト含有建材の例】



※ 木造建築物は、飛散性アスベストを使用している可能性は低いですが、非飛散性アスベストが使用されている可能性があります。



- ① アスベスト含有窯業系サイディング
アスベスト含有建材複合金属系サイディング
- ② アスベストセメント円筒
- ③ アスベスト含有住宅屋根用化粧スレート
アスベスト含有ルーフィング
- ④ アスベスト含有けい酸カルシウム板第1種
- ⑤ アスベスト含有石膏ボード
- ⑥ アスベスト含有壁紙
- ⑦ アスベスト含有ビニル床タイル
- ⑧ アスベスト含有ビニル床シート

出典：目で見えるアスベスト建材 第2版（国土交通省）

アスベスト含有建材を使用している建築物の解体等工事の際の飛散防止対策

- **飛散性アスベスト**（吹付けアスベスト等やアスベスト含有断熱材等）を使用している建築物
 - ・ **事前に届出**を行うこと。（大気汚染防止法：発注者が自治体に届出、労働安全衛生法等：受注者が労働基準監督署に届出）
 - ・ **作業基準等を遵守**すること。（大気汚染防止法、労働安全衛生法等）
- **非飛散性アスベスト**（アスベスト含有成形板等）を使用している建築物
 - ・ **破砕等の作業は極力避け**、やむを得ず破砕等を行う場合は、**散水等により湿潤化**すること。
- 廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理すること。

解体工事中に新たに飛散性アスベストを発見した場合

- 直ちに工事を中止すること。
- 飛散防止措置の応急措置を講ずること。
- 大気汚染防止法及び労働安全衛生法等を所管する下記の部局に連絡すること。

【届出・問い合わせ先】

	大気汚染防止法	労働安全衛生法・石綿障害予防規則
岡山市	岡山市環境保全課 Tel 086-803-1280	岡山労働基準監督署* Tel 086-225-0591
玉野市 瀬戸内市 吉備中央町 備前市 赤磐市 和気町	岡山県備前県民局環境課 Tel 086-233-9806	
倉敷市	倉敷市環境政策課 Tel 086-426-3391	和気労働基準監督署 Tel 0869-93-1358
総社市 早島町 笠岡市 井原市 浅口市 里庄町 矢掛町 高梁市	岡山県備中県民局環境課 Tel 086-434-7066	倉敷労働基準監督署 Tel 086-422-8177
新見市	新見市生活環境課 Tel 0867-72-6124	笠岡労働基準監督署 Tel 0865-62-4196
津山市 真庭市 美作市 新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町	岡山県美作県民局環境課 Tel 0868-23-1227	新見労働基準監督署 Tel 0867-72-1136
		津山労働基準監督署 Tel 0868-22-7157

※ 吉備中央町のうち、旧加茂町地域は岡山労働基準監督署、旧賀陽町地域は新見労働基準監督署